

明治大学・川崎市 黒川地域連携協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 明治大学と川崎市との黒川地域連携協議会設置に関する覚書第2項に基づき明治大学・川崎市 黒川地域連携協議会設置要綱を定める。

(目的及び設置)

第2条 明治大学と川崎市が「農業研究・実験機能」、「山林の保全と活用機能」及び「農業体験・交流機能」における連携を通じた地域づくりを推進することを目的として、明治大学・川崎市 黒川地域連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事項について協議する。

- (1) 連携課題の掘り起こしと調整
- (2) 連携に係る方針の決定
- (3) 連携実績の検証とフィードバック
- (4) その他前各号に附帯する事項

(組織及び構成)

第4条 協議会は、別表1による委員をもって組織する。

- 2 委員は明治大学と川崎市が協議し当事者の同意を得て明治大学教職員並びに関係団体の役員並びに神奈川県及び川崎市職員を選任し協議事項を審理する。

(会長)

第5条 協議会に、会長1名を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を掌理し会議の議長となる。

(会議)

第6条 協議会の会議は必要に応じ会長が招集する。

(専門部会)

第7条 協議会は第3条に規定する事項に関し、専門的事項を調査、研究するとき、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の部会員は協議会が選任する。

- 3 専門部会に座長を置く。
- 4 座長は、専門部会を招集し、その議長となる。
- 5 専門部会委員の任期は、その役割の終了するとき又は委員の任期が終了するときまでとする。

(関係者の出席等)

第8条 協議会の会議等に関して、会長が必要と認めるときは、随時関係者の出席又は文書その他の資料提出を求めその意見等を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、明治大学教務事務部農学部事務室及び川崎市都市農業振興センター農業振興課に置く。

2 事務局は次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 連携を希望する主体の窓口業務
- (2) 研究内容、地域情報等の情報収集と発信業務
- (3) 連携課題の仲介及びマッチング業務
- (4) 事業の進捗状況等の把握と進行管理業務
- (5) 連携成果の取りまとめと課題問題点の整理業務
- (6) 連携成果の発表会等の企画・運営業務

(施行時における委員等)

第10条 第7条第2項の規定に関わらず施行時における委員又は部会員は明治大学及び川崎市が協議し当事者の同意を得て選任する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は委員が協議して定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表 1

協議会の構成

区 分	所属機関	職 名
会 長	明治大学農場	農場長
委 員	明治大学農学部	農学部長
委 員	明治大学農場	専門部会座長
委 員	明治大学農場	専門部会座長
委 員	明治大学農場	専門部会座長
委 員	明治大学教務事務部	農学部事務長
委 員	セレサ川崎農業協同組合	常務理事
委 員	セレサ川崎農業協同組合生産組合黒川支部	支部長
委 員	黒川町会	町会長
委 員	神奈川県横浜川崎地区農政事務所	所長
委 員	神奈川県農業技術センター横浜川崎地区事務所	所長
委 員	川崎市建設緑政局グリーンコミュニティ推進室	室長
委 員	川崎市麻生区役所	副区長
委 員	川崎市経済労働局経営支援部	部長
委 員	川崎市経済労働局都市農業振興センター	所長